

平成27年第1回泉南市議会定例会議案書  
(別冊)



## 議 案 一 覧 表

(平成27年3月4日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
議 案	44	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議 案	45	一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	19
議 案	46	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23



議案第 4 4 号

一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 3 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

人事院勧告に準じ、平成 2 7 年 4 月からの給与制度の総合的見直しに伴い、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。



## 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住居手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第15条の2第2項中「100分の3」を「100分の6」に改める。

第15条の4の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第15条の5 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用

の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするもの（任用の事情等を考慮して、規則で定めるものに限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条中「住居手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第29条中「及び第15条の3」を「、第15条の3及び第15条の5」に改める。

附則第14項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300

7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500

27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	

47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		

67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			

87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
94		292,500	340,300					
95		292,900	340,800					
96		293,300	341,200					
97		293,500	341,300					
98		293,800	341,800					
99		294,200	342,200					
100		294,600	342,500					
101		294,800	342,800					
102		295,100	343,200					
103		295,500	343,600					
104		295,800	344,000					
105		296,000	344,500					
106		296,300	344,900					

	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

任期付職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	150,900	166,700	284,800
	2	152,400	168,800	287,500
	3	153,900	170,900	290,400
	4	155,400	173,100	293,100
	5	157,100	175,100	295,700
	6	159,000	177,300	298,100
	7	160,800	179,500	300,600
	8	162,600	181,700	303,200
	9	164,400	184,000	305,700
	10	166,500	186,800	308,500
	11	168,500	189,500	311,300
	12	170,500	192,200	314,200
	13	172,500	195,100	316,800
	14	174,700	196,800	319,000

15	176,900	198,400	321,200
16	179,100	200,100	323,500
17	181,400	201,900	325,800
18	184,000	203,600	328,000
19	186,500	205,300	330,300
20	189,000	206,900	332,500
21	191,500	208,700	334,800
22	193,200	210,600	337,000
23	194,900	212,500	339,300
24	196,600	214,400	341,600
25	198,100	216,100	343,700
26	199,700	218,100	345,500
27	201,300	220,100	347,400
28	202,800	222,100	349,300
29	204,500	224,000	351,200
30	206,200	226,700	353,000

31	207,900	229,400	354,700
32	209,600	232,100	356,600
33	211,100	234,700	358,300
34	212,800	237,500	360,000
35	214,500	240,100	361,700
36	216,200	242,800	363,500
37	217,700	245,400	365,400
38	219,400	247,900	366,900
39	221,100	250,400	368,500
40	222,800	252,900	370,100
41	224,400	255,600	371,400
42	226,100	258,000	372,800
43	227,700	260,300	374,300
44	229,300	262,600	375,800
45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900

51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400

71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300

91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	

111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	

131		395,800	
132		396,300	
133		396,600	
134		396,900	
135		397,200	
136		397,500	
137		397,800	
138		398,100	
139		398,400	
140		398,700	
141		399,000	
142		399,300	
143		399,600	
144		399,900	
145		400,100	
146		400,400	
147		400,700	
148		400,900	
149		401,100	
150		401,400	

	151		401,700	
	152		401,900	
	153		402,100	
	154		402,400	
	155		402,700	
	156		402,900	
	157		403,100	
再任用職員		211,800	257,700	290,300
任期付職員		212,900	263,700	297,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則に定める者に適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第7条の2 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤すること

が、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第18条中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(再任用職員等を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第14項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員等を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定

に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第23条第2項及び第24条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第23条第2項及び第24条第3項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年泉南市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）
- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当に係る給与条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、「100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。  
（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）
- 8 平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に係る給与条例第15条の5第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。  
（規則への委任）
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第 4 5 号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 3 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市の財政状況を勘案し、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、職員の給料月額を減額する措置を行うため、本条例を提案するものである。



## 一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって市の再建に資することを目的とする。

(一般職の職員の給料等の特例)

第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の給料月額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号。以下「給与条例」という。）第3条及び一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年泉南市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 一般職給料表1級から5級までである職員 100分の99
- (2) 一般職給料表6級又は7級である職員 100分の98
- (3) 一般職給料表8級である職員 100分の97
- (4) 教育職給料表1級又は2級である職員 100分の99
- (5) 教育職給料表3級である職員 100分の98

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第46号

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、国家公務員退職手当法の改正に準じて、泉南市職員の退職手当の支給について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。



## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

